

熊本県公報

第 1 1 4 6 8 号
平成 18 年 10 月 16 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 電線共同溝整備道路の指定……………(道路保全課) 1
 - 生活保護法による施術者の指定……………(社会福祉課) 1
 - 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(畠口加入区)……………(団体支援総室) 1
 - " " (五和町加入区)……………(") 2
- 公 告**
- 開発行為に関する工事の検査済証交付及び工事完了……………(建築課) 2
- 登 載 依 頼**
- 熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第 4 条第 1 項第 4 号に規定する日及び地域を定める規則の一部を改正する規則……………(公安委員会) 2
 - 平成 18 年度第 1 回熊本県保健医療推進協議会の開催……………(医療政策総室) 3

告 示

熊本県告示第 1059 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成 7 年法律第 39 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定する。
その関係図面は、平成 18 年 10 月 16 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び指定する道路の区間

道路の種類	路 線 名	指 定 す る 道 路 の 区 間
国道	266 号	熊本市出仲間七丁目 13-8 から 熊本市田迎五丁目 11-1 まで
一般県道	小島新町線	熊本市横手一丁目 8-17 から 熊本市横手一丁目 12-1 まで

2 指定する期日 平成 18 年 10 月 16 日

熊本県告示第 1060 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 55 条において準用する第 49 条の規定により、施術者を次のように指定した。

平成 18 年 10 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

[施 術 者]

指定番号	施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
生熊柔 127	井手接骨院	井手 栄治	合志市幾久富 1758-198	平成 18 年 9 月 13 日

熊本県告示第 1061 号

漁船損害等補償法(昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。)第 112 条第 1 項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令(昭和 27 年政令第 68 号)第 5 条第 1 項の規定による事前の届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区 の 名称
 島口加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
 熊本市島口町 2569 番地 釜崎 光信
 熊本市島口町 436 番地 吉田 佳弘
 熊本市島口町 2177 番地 3 岡村 泰典
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
 島口漁業協同組合
- 4 縦覧期間
 平成 18 年 10 月 16 日から平成 18 年 10 月 30 日まで
- 5 縦覧場所
 島口漁業協同組合

熊本県告示第 1062 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前の届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区 の 名称
 五和町加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
 天草市五和町二江 72 番地 吉田 健吾
 天草市五和町二江 134 番地 福島 一郎
 天草市五和町御領 8015 番地 金子 攻
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
 天草漁業協同組合
- 4 縦覧期間
 平成 18 年 10 月 16 日から平成 18 年 10 月 30 日まで
- 5 縦覧場所
 天草漁業協同組合

公 告**熊本県公告第 758 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 10 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 上益城郡益城町大字福原字天神免 522 番 5、同 522 番 6 及び同 522 番 7
 412.35 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 上益城郡益城町大字福原 522 番地 5
 中村 茂行

登 載 依 頼**熊本県公安委員会規則第 17 号**

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第 4 条第 1 項第 4 号に規定する日及び地域を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 18 年 10 月 16 日

熊本県公安委員会委員長 武 藤 徳 子

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第 4 条第 1 項第 4 号に規定する日及び地域を定める規則の一部を改正する規則
 熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第 4 条第 1 項第 4 号に規定する日及び地域を定める規則（平成 11 年熊本県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「玉名祭り」を「玉名大俵まつり」に、「菊水古墳祭り」を「和水町古墳祭」に、「菊水町」を「和水町」に、「四ツ山神社例祭」を「四山神社大祭」に、

菊池神社秋祭り	菊 池 市
大津町アメ市	大 津 町
地蔵祭り	大 津 町

を

菊池神社秋祭り	菊 池 市
大津地蔵祭	大 津 町

に、

地蔵祭り	宇 土 市
------	-------

を

うと地蔵まつり	宇 土 市
---------	-------

に、「球磨川祭り」を「八代くま川祭り」に、「妙見宮大祭」を「八代妙見祭」に、「恋龍祭水俣港まつり」を「恋龍祭」に、「人吉温泉球磨焼酎祭り」を「人吉温泉球磨焼酎まつり」に、「青井神社大祭」を「青井阿蘇神社例大祭おくんち祭り」に、「えびす神社大祭」を「えびす神社秋季大祭」に、「天草ハイヤ祭り」を「天草ほんど夏まつり」に、「本渡市」を「天草市」に、

天草五橋祭	上 天 草 市
牛深ハイヤ祭り	牛 深 市

を

牛深ハイヤ祭り	天 草 市
天草五橋祭	上 天 草 市

に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県保健医療推進協議会公告第 1 号

熊本県保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。

平成 18 年 10 月 16 日

熊本県保健医療推進協議会

- 1 開催日時
平成 18 年 10 月 24 日（火）
午後 3 時から午後 5 時まで
- 2 開催場所
熊本市水道町 14-1
メルパルク熊本
- 3 議題
 - (1) 医療制度改革関連法の概要について
 - (2) 第 5 次熊本県保健医療計画について
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続き
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県保健医療推進協議会事務局（熊本県健康福祉部医療政策総室）
（電話 096-333-2204）

